

今年も大盛況!かほく産業まつり

10月30日(日) メディアシップステージ、ビッグバン

「かほく産業まつり」

屋外では毎年恒例の鮭のつかみどりをはじめ、もちつき大会や友好都市・山形県河北町による特産品販売コーナーなど、たくさんのイベントが賑わいを見せました。

また、屋内では特設舞台で神楽大会が行われ、多くのファンを魅了しました。



アラエツサツサーの名調子にのって

10月26日(水) 蛇田ささえあい拠点センター

「安来節保存会による被災地慰問公演」

仮設住宅に入居している皆さんに「笑いと元気」をお届けするため、島根県安来市から安来節保存会（四代目家元 渡部お糸氏）の皆さんが民謡安来節やどじょうすくい踊りなどを披露しました。また、どじょうすくい踊りの体験コーナーもあり、会場には終始笑い声が響き渡りました。



たくさん笑いました!

11月8日(火) 仮設追波川多目的団地

「はつらつ教室」(主催:雄勝公民館)

藤原秋子先生を講師に迎え、「毎日できる幸せ脳トレと若返り筋トレ」というテーマで『はつらつ教室』が開催されました。

藤原先生の軽快なお話と、軽い体操で心も体もエネルギーアップされたようです。

参加した方の中から「あー、しばらくぶりで笑った。」という声が聞かれました。



地域のおじいさんおばあさんに感謝を込めて

10月30日(日) 広淵農業担い手センター

「町上地区高齢者を励ます会」

この会は、広淵町上地区の皆さんが企画立案し、地区内と地区内の仮設住宅に入居している高齢者の方々を招待して行われました。参加者は、和やかな雰囲気の中、小学生の敬老作文や民謡、大正琴、日本舞踊などの発表を楽しみました。





このコーナーでは、催し物やまちのできごと、地域の情報などを紹介します。

見事な踊りに拍手喝さい

10月30日(日) 桃生総合センター

「第13回股旅演芸東北大会」

(主催 河南桃生商工会・石巻市・TBC東北放送)

東北各県から股旅演芸の芸達者の方々が出場し、出演者は、堂々とした立ち振る舞いで、練習の成果を十分に発揮し、訪れた股旅ファンを魅了していました。



金メダルを胸に

10月31日(月) 門脇中学校

2011世界陸上競技選手権大会 ハンマー投げ競技で、見事、優勝した室伏広治選手が、優勝報告とお礼のため、門脇中学校を訪問しました。室伏選手は「大会前に皆さんから力をもらったお陰で、優勝できました」と話していました。



なお、室伏選手は6月13日(月)に、同中学校を訪問し、3年生の体育の授業を指導しています。



観光“再会”をみんなで後押し

11月12日(土) 石巻駅前にぎわい交流広場

「石巻観光再会まつり」

(主催「食彩・感動いしのまき観光推進協議会」ほか)

このイベントは、人と人との出会いを大切にしようというイベント名を“再会”としています。会場では、物産展やステージイベントが行われ、家族連れなどで賑わいました。また、JR石巻駅には「蒸気機関車SL宮城・石巻復興号」が汽笛を鳴らして、煙を吐きながら到着し、「観光再会(開)」の後押しをしていました。



寄磯診療所が開所しました

11月9日(水) 前網浜田島

被災してから、およそ8カ月の間、地区住民の皆さまに不便をお掛けしましたが、関係者のご尽力により、住民の健康管理の拠点としての役割を担うことができるようになりました。今後ともスタッフ一同をよろしくをお願いします。



石巻市職員の人事行政運営などのあらまし

本市職員の人事行政の運営などの状況を市民の皆さんにご理解いただくため、職員の任免、給与の状況、勤務時間、処分、休暇などの平成22年度における人事行政の運営等の状況について、そのあらましをお知らせします。

なお、詳細なデータにつきましては、市のホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。



1 職員の任免に関する状況

(1) 採用者の状況

平成22年度に採用した一般職の職員の状況は、次のとおりです。

- ア 一般行政職 17人（行政12人、保育士5人）
- イ 医療職 24人（医師6人、看護師15人、診療放射線技師1人、臨床検査技師2人）
- ウ 教育職 12人（市立高等学校教諭8人、幼稚園教諭1人、指導主事2人、社会教育主事1人）

(2) 職員の退職に関する状況

平成22年度に退職した一般職の職員は、次のとおりです。

定年退職	勲奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合計
25人	14人	40人	—	1人	49人 (20人)	129人

※（ ）内は平成23年10月1日現在において、死亡退職した職員のうち震災により行方不明となっている人数です。

(3) 昇任制度の概要と実施状況

職員の昇任については、選考を行っており勤務成績が良好であることが必要です。

部長級	次長級	課長級	補佐級	主査級	主任級	主任労務級	合計
9人	19人	13人	23人	48人	23人	3人	138人

(4) 再任用の状況

職員の再任用は、実施していません。

(5) 身体障害者の任用状況

平成22年4月1日現在任用されている身体に障害のある職員の状況は、次のとおりです。

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	職員のうち障害のある職員数		
	普通障害者数	特別障害者数	合計
1,289人	10人	11人	21人

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国および他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して条例などで定めています。

(1) 勤務時間、休憩時間の状況(平成22年4月1日現在)

- ア 1週間の勤務時間 38時間45分
- イ 開始時刻 午前8時30分
- ウ 終了時刻 午後5時00分
- エ 休憩時間 午後0時～午後0時45分

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成22年中)

区分	平均取得日数
市長の事務部局	9.41日
教育委員会の事務部局	11.17日
その他	10.57日
合計(平均)	9.83日

(3) 時間外勤務および休日勤務の状況

時間外・休日勤務総時間数	259,230時間
職員1人当たり時間外・休日勤務時間数	198.80時間

(4) 病気休暇

職員が疾病にかかり、または負傷を受け、そのための療養をするときは、療養のための休暇を取得することができます。

(5) 特別休暇

結婚、出産、子の看護など一定の要件に該当するときは、特別休暇を取得することができます。

(6) 育児休業等取得の状況(平成22年度に取得したもの・（ ）内は、前年度から引き続くもの)

育児休業取得者	部分休業取得者	育児短時間勤務取得者
20人(32人)	7人(4人)	0人(1人)

3 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、勤務実績不良の場合、心身の故障の場合、その職に必要な適格性を欠く場合などにおいて、公務能率の維持および適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

平成22年度の分限処分は、次のとおりです。

- ア 休職 13人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分です。

平成22年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

- ア 戒告 2人
- イ 停職 2人
- ウ 免職 1人

4 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況

定期健康診断、人間ドック、各種がん検診、VDT検診などを実施しています。

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償基金宮城県支部に加入 発生 8件(認定 8件、うち公務災害 7件、通勤災害 1件)

5 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成22年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成21年 度の人件費率
161,636人	66,667,490千円	1,154,635千円	12,015,628千円	18.0%	19.5%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況 (平成22年度普通会計決算)

職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
1,388人	5,354,340千円	1,127,957千円	1,947,157千円	8,429,454千円	6,073千円

※職員手当には、退職手当組合負担金は含みません。

(3) 職員の初任給の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分	石巻市			宮城県		国	
	大学卒	短大卒	高校卒	主査・主任主事	主 幹	課長補佐	課 長
一 般 行政職	172,200円	152,800円	140,100円	172,006円	152,670円	139,009円	172,200円

(4) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合 計
標準的な職務内容	主 事	主 事	主査・主任主事	主 幹	課長補佐	課 長	次 長	部 長	
職員数	29人	44人	335人	99人	208人	82人	33人	18人	848人
構成比(下段は1年前)	3.4%	5.2%	39.5%	11.7%	24.5%	9.7%	3.9%	2.1%	100.0%
	3.4%	5.7%	38.3%	12.1%	23.0%	11.6%	3.5%	2.4%	100.0%

※1 石巻市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (平成22年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
333,400円	39.700円	296,100円	47.1歳

(6) 職員手当の状況 (平成22年度決算状況または平成22年4月1日現在)

区 分	1人当たりの平均支給額または支給単価	国の制度との異同	備 考
期末・勤勉手当	1,402千円	同	
退職手当	自己都合等 2,868千円 勸奨・定年 22,663千円	同	1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
地域手当	114,206円	同	医師15%、仙台市在勤職員6%
特殊勤務手当	226,363円【手当支給職員数割合11.3%】	異 (手当種類20種)	支給額については、石巻市立病院、雄勝病院及び牡鹿病院を除きます。
扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外の親族6,500円、配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人11,000円	同	
住居手当	・月額23,000円以下の家賃の場合 家賃月額から12,000円を控除した額 ・月額23,000円を超える家賃の場合 家賃月額から23,000円を控除した額の2分の1 (限度額16,000円)に11,000円を加算した額 ・自宅の場合で新築・購入から5年間 2,500円	同	国では自宅にかかる住居手当を平成21年12月分から廃止していますが、石巻市では廃止に伴う経過措置として支給しています。
通勤手当	・交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 ・交通用具利用者(片道2km以上) 2,000円~24,500円	同	
時間外勤務手当	296千円	同	石巻市立病院、雄勝病院および牡鹿病院を除きます。

(7) 特別職の報酬等の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分	給料月額等
給 料	市 長 1,000,000円
	副市長 811,000円
	議 長 545,000円
	副議長 481,000円
報 酬	議 員 444,000円
期 末 手 当	(支給割合) 年間 2.95月 加算措置 有
	(支給割合) 年間 2.95月 加算措置 有
退 職 手 当	(算定方式) (支給時期) 100分の44×在職月 任期毎に支給 100分の26×在職月 任期毎に支給

(8) 職員定数および職員数 (平成22年4月1日現在)

区 分	定 数	職員数
市長の事務部局(病院局を除く)の職員	1,320人	1,123人
病院局の職員	300人	288人
議会の事務局の職員	12人	11人
選挙管理委員会の事務局の職員	7人	7人
監査委員の事務局の職員	7人	7人
農業委員会の事務局の職員	7人	7人
教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	240人	188人
教育委員会の所管に属する学校の職員	185人	165人
合 計	2,078人	1,796人

※ 教育長および組合専従者は含みません。

問 人事課(内線4063)

「存知ですか？」

(特別)児童扶養手当・母子父子家庭医療費助成制度

◇児童扶養手当

次のいずれかに該当する18歳の年度末までの児童(または、20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある方)を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

※遺族年金等の公的年金受給者や施設入所者などは手当が支給されません。

対象児童

- ・父母が婚姻を解消し、父または母と生計を同じくしていない児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障害者である児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている児童

・婚姻によらないで生まれた児童
手当月額 (物価スライド等により改定される場合があります)

児童一人の場合

- 全部支給 41,550円
- 一部支給 41,540円
- 9,810円の間10円単位で区分
- 2人目 5,000円加算
- 3人目以降 一人につき3,000円加算

※手当を受給してから5年を経過した時(手当を受給してから5年を経過して)もなく、支給要件である離婚や死別等から7年経過した時)は、手当額の一部が支給停止となる場合があります。

◇特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童の父母、またはその児童を養育している方に支給されます。

※所定の診断書により障害の程度を判定しますが、療育手帳Aに該当するときや、身体障害者手帳の1級と2級および3級と4級の一部に該当す

るとき(内部障害は除く)は、診断書を省略できる場合があります。

※児童が福祉施設に入所しているときや、障害を事由とする公的年金を受けているときは支給されません。

- 手当月額** (物価スライド等により改定される場合があります)
- 1級 50,550円
 - 2級 33,670円

◇母子・父子家庭医療費

母子・父子家庭を対象に医療費を助成する制度です。

健康保険等により、本人の負担する額から、入院の場合は、1件2,000円(食事療養費除く)、外来の場合は、1件1,000円を差し引いた金額を助成します。ただし、高額医療費または、付加給付金が支給される場合は、その額を差し引きます。

※いずれの制度も所得制限があります。

☎ 子育て支援課(内線2512・2513・2514)・各総合支所保健福祉課

子ども手当について

今年10月から新しい子ども手当制度が始まりました。
 新しい制度では、これまで子ども手当を受給していた方を含め、対象となるすべての方から認定請求の手続きが必要になります。
 市では平成23年9月分まで子ども手当を受給されており、10月以降も引き続き支給要件に該当する方に対し、11月上旬に認定請求書を郵送しています。
 まだ認定請求書の提出がお済みでない方は、返信用封筒に認定請求書(必要事項を加筆修正したもの)を封入の上、12月16日(金)まで返信してください。
 ※提出が遅れると、2月の支給時に振り込みできない場合がありますので、ご注意ください。
 なお、認定請求書の裏面には、保険証の写しおよび通帳かキャッシュカードの写しを添付してください。(ただし、請求者が国民年金加入者で、かつ、支払口座に変更がない場合は添付不要になります)
 また、出生等により子どもの数に変更が生じた場合や転出・転入などをされた場合は、別途で申請が必要になりますので、速やかに窓口で手続きをしてください。申請が遅れると、受給できない月が発生することがありますので、ご注意ください。

☎ 子育て支援課(内線2514)

就学援助制度

家庭の経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒に対して、学用品や給食費などの就学に必要な経費の一部を援助する制度があります。
 家庭の経済的な理由とは、保護者の職業不安定で所得が著しく低い、または家計の中心となる方が疾病、急死などの災害により家計が急変した場合など特別な事情があり経済的に困窮している方となります。
 この制度は、保護者が支払った学用品等の経費の一部を補てんするための制度であり、学校徴収金等をすべて免除するものではありません。学校徴収金については、保護者等において指定期限までに全額お支払いください。
 なお、申請手続きなど詳しい内容についてはお問い合わせください。

☎ 各小中学校・教育総務課(内線5018)